

平成 29 年 度
事 業 報 告 書

自 平成 29 年 5 月 1 日
至 平成 30 年 4 月 30 日

公益財団法人長尾自然環境財団

目 次

I	目的、事業、財務基盤	1
1	目的及び事業	1
2	財務基盤と事業展開	1
II	平成 29 年度事業実績	2
1	総合研究・活動事業	2
	(1) メコンーチャオプラヤ河流域における事業の成果物の作成	2
	(2) インドネシアにおける生物多様性保全に必要な人材養成	2
	(3) ラオスの開発と環境に係る調査	2
	(4) 研究者育成支援事業 (CGF プログラム)	2
	(5) 自然環境保全事業	2
2	研究助成事業	3
	(1) 平成 29 年度の助成実績	3
	(2) ラムサール条約事務局と連携する長尾湿地基金の実施	5
3	人材養成事業	5
	(1) 奨学金支給実績	5
	(2) 奨学生等の研修・活動支援	7
4	普及・広報活動	7
5	国際機関との協力・支援及び情報収集	7
III	法人の概況	8
1	役員等に関する事項	8
2	職員に関する事項	8
IV	役員会等に関する事項	9
1	理事会	9
	(1) 平成 29 年度 第 1 回通常理事会 平成 29 年 6 月 15 日開催	9
	(2) 主たる事務所の住所及び移転時期に関する提案書 平成 29 年 9 月 14 日提案	9
	(3) 平成 29 年度 第 2 回通常理事会 平成 30 年 4 月 3 日開催	9
2	評議員会	10
	(1) 平成 29 年度 定時評議員会 平成 29 年 7 月 3 日開催	10
3	常勤理事等の役員会	10
V	公益認定等委員会に関する事項	11
1	定期提出書類等の作成等	11
2	変更届出	11
VI	関係官庁に関する事項	11

I 目的、事業、財務基盤

1 目的及び事業

当財団は、開発途上国等における自然環境保全のための自然科学分野の調査研究及び保全事業等の実施、途上国の専門家・研究者等が実施する調査研究及び保全事業等への助成、ならびに将来の自然環境保全の担い手の養成を支援することにより、開発途上国等の自然環境保全に寄与するとともに、自然環境保全に係る調査研究上の国際協力を推進し、もって地球環境の保全に資することを目的として、以下の公益目的事業を実施する。

「総合研究・活動事業」

当財団が、アジア地域の開発途上国に残る身近な自然環境の保全をするため、当該国の研究者・機関と共に調査研究と保全活動を行う事業である。平成 28 年度からは、自然生態系の保全に係る分野においてアジア・太平洋地域の開発途上国の若手研究者を育成することを目的として、研究者育成支援事業（Commemorative Grant Fund for Capacity Building of Young Scientists プログラム、以下 CGF プログラム）を開始した。さらに、平成 29 年度からは、自然環境保全事業を開始した。

「研究助成事業」

当財団が、アジア・太平洋地域等の開発途上国を対象に、当該地域の自然環境保全及びそれを担う人材の養成を目的として、現地の専門家等が自国で実施する調査研究や学術出版、保全・教育活動を支援する事業である。また、事業の一環として、平成 28 年度からラムサール条約事務局と連携し、アジア・オセアニア地域のラムサール条約に加盟する開発途上国が行う湿地保全等の活動を支援する長尾湿地基金を開始した。

「人材養成事業」

当財団が、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象に、次代の自然環境保全の担い手の養成を目的として、自国の大学及び大学院で自然環境保全にかかわる分野を専攻する当該国の大学生、大学院生に奨学金を支給し、学生の研修・交流活動を支援する事業である。

2 財務基盤と事業展開

当財団は、平成 24 年 5 月 1 日、公益法人の制度改革に則り公益財団法人に移行し、基本財産である投資有価証券の運用益を財源として、公益目的事業等を実施している。

平成 24 年度後半から保有する投資有価証券の配当による収入が想定以上に増加し、平成 25 年度以降の決算で公益目的事業会計に黒字が生じた。

この機会を捉え、平成 26 年度以降より、アジア・太平洋地域の開発途上国において自然環境保全を担う若手研究者等の育成並びに自然環境の持続可能な利用を目指した事業のさらなる展開を図っている。

II 平成 29 年度事業実績

1 総合研究・活動事業

(1) メコンーチャオプラヤ河流域における事業の成果物の作成

本年度、当財団は、平成 18～27 年度に実施したメコン - チャオプラヤ河流域の二次的自然環境の保全等に関する総合研究・活動事業の成果物であるインドシナメコンの魚類図鑑、カンボジアの魚類フィールドガイドブック及びタイ、ラオスの魚類フィールドガイドブックについて原稿の進捗確認、著者・監修者等による原稿のチェック等を行い、作成に向けた準備を進めた。

(2) インドネシアにおける生物多様性保全に必要な人材養成

本年度、当財団は、前年度のインドネシアにおける情報収集等の成果を踏まえ、スラウエシ島北部に位置するマナド地区において、地元大学等と連携を図りながら生物学等を学ぶ学生等を対象として、生物多様性研究・保全活動を進めるための教材作成や環境教育のための普及啓発活動を行った。対象地はマナド地区にある 3 カ所 (Tangkoko Forest, Mountain trails in Tomohon, Bunaken Island) で、動植物の調査を行い、観察路マップや eBook 等の簡易ソフトを用いて教材を作成した。また、スマトラ島での成果を一般向けに活用するため、スマートフォンのアプリケーションの機能向上をはかった。

(3) ラオスの開発と環境に係る調査

本年度、当財団は、前年度に引き続きラオス国立大学環境科学部 (FES) 及び武石礼司東京国際大学教授に標記調査を委託した。武石教授の指導や助言を受け、FES の教員・学生は、ビエンチャン首都圏、ビエンチャン県に位置する開発の程度が異なる 3 つの村落において、現在と約 10 年前の住民の家計状況を把握するアンケート調査を実施した。本年 2 月下旬、FES の教員や武石教授がラオス国立大学で調査結果を発表した。

(4) 研究者育成支援事業 (CGF プログラム)

本年度、当財団は、タイ南部 Trang における研究「潮間帯海草藻場は魚類群集にどのような機能を果たしているのか」、及び、マレーシアのパソー森林保護区における研究「ドローンや衛星データを用いた熱帯雨林の林冠の構成樹種や三次元構造の判読」について、研究者支援を実施した。

また、当財団役員及び外部有識者で構成される CGF プログラム運営委員会からの助成対象者、助成内容、助成期間、助成額等に関する助言を受けて募集要項や申請書類を確定し、昨年 9 月末、日本生態学会、日本熱帯生態学会、日本森林学会、環境社会学会に広報を依頼するとともに、当財団ホームページに CGF プログラムの応募要項や申請書を掲載し、募集を開始した。本年 1 月末の募集期限までに 3 カ国から各 1 件の申請書が提出されたが、CGF プログラム運営委員会が審査した結果、本年度、採択された案件は 0 であった。

(5) 自然環境保全事業

本年度、当財団は、研究助成事業、人材養成事業、総合研究・活動事業の知見をもとに、国内外の有識者の協力を得て、アジア・太平洋地域における生物多様性保全等への貢献を充実させることを目的として、自然環境保全事業を開始した。本事業を実施するにあたり、本年4月の第2回通常理事会において、特定費用準備資金（活動名称：自然環境保全、計画期間：10年、積立限度額：5億円）を充当することが承認された。

1) ミャンマー生物多様性保全活動プロジェクト

当財団は、前年度に一般財団法人自然環境研究センターに委託した「ミャンマーにおける生物多様性研究の基礎支援活動フィジビリティ調査」の結果を踏まえ、本年度、同センターに「ミャンマーにおける生物多様性研究のための基礎支援活動 - 研究に必要な専門道具類の普及支援業務、里の生きもの調査及び担い手育成支援業務」を委託した。研究に必要な専門道具類の普及支援業務では、標本収集管理物品の多くが現地で製造または購入可能であることから、現地の大学がプロジェクトの実施体制を作り、主導する部分を増やしていくことを確認した。また、里の生きもの調査では、ダゴン大学と連携を確立し、同大学の教員等に調査手法・サンプル処理の指導、調査データの取扱い・管理手法の指導等を行い、自然環境教育の担い手育成支援では、ヤンゴン教育大学との連携を確立し、同教育大学とともに現地の小学校等で環境教育プログラムを実施した。

2) ベトナム自然環境保全プロジェクト

本年度、当財団は、ベトナム国内でも戦争の影響等で自然環境保全の基礎的研究が遅れ、一方で近年の経済発展の影響を受けやすい北部の石灰岩が優占する高山帯を対象に自然環境保全プロジェクトを開始した。対象地域・調査地の選定、研究体制の検討等に当たっては、当財団の理事長等が昨年11月、ハノイの北東地域に位置するナハン自然保護区等で関係者から情報を収集するとともに、ハノイのベトナム国立大学自然資源・環境中央研究所（CRES）所長らと意見交換を行った。さらに、当財団の理事長等が本年2月、CRESやベトナム科学技術アカデミー（VAST）傘下の生態・生物資源研究所（IEBR）の所長等と意見交換を行い、同プロジェクトは、生物多様性を中心とする基礎的研究のみならず、同国の自然環境保全や持続可能な開発の政策に貢献することが合意された。本年4月、CRES所長や研究者等が4つの省にある各調査予定地等を視察し、3カ年の研究計画の準備を進めている。

2 研究助成事業

(1) 平成29年度の助成実績

当財団は、若手研究者（博士課程の学生を含む）を対象とした研究助成（1～2年の計画で50万円まで助成）と、申請者の研究成果の出版を支援する学術出版助成（1年計画で100万円まで助成）を継続して実施した。

当財団は、応募要領を当財団ホームページに掲載し、平成28年10月18日から平成29年10月16日を応募期間として申請書の募集を行った。2回の受付期間中（表1）に、合計15カ国から206件の申請書が提出された。外部の学識経験者で構成される研究助成選考委員会（表2）において厳正な審査を行い、9カ国35件の助成を決定した。

採択された申請書の研究対象を表3に、申請内容、助成先及び支給金額を別紙「平成29年度研究助成事業実績一覧」に示した。

平成元年の設立以降平成30年4月末までに助成した案件は、25カ国延べ482件である。

表1 本年度の申請書の受付期間及び委員会開催日

	受付期間	委員会開催日
第1回	平成28年10月18日 から 平成29年4月17日	平成29年7月26日
第2回	平成29年4月18日 から 平成29年10月16日	平成30年1月16日

表2 研究助成選考委員

氏名	現職
河野 博	東京海洋大学教授
桜井 尚武	元日本大学教授
永田 信	東京大学名誉教授
福山 研二	森林総合研究所フェロー
米田 政明	元一般財団法人自然環境研究センター研究主幹

表3 採択された申請の実施国と研究対象

研究対象	実施国									研究対象別合計
	インドネシア	スリランカ	タイ	ネパール	フィリピン	ブータン	ベトナム	マレーシア	モンゴル	
動物										
哺乳類	1			1		5		3		10
鳥類	1									1
両生類・爬虫類	1		1			1	1	2		6
魚類							1			1
節足動物				1		1	1	1		4
環形動物					1					1
植物										
種子植物		1			1		2			4
コケ植物								1		1
藻類							1			1
その他										
菌類	1							2		3
生態系									1	1
人と自然の関わり		1						1		2
国別合計	4	2	1	2	2	7	6	10	1	35

(2) ラムサール条約事務局と連携する長尾湿地基金の実施

当財団はラムサール条約事務局と連携して平成 28 年度から 5 年計画でアジア・オセアニア地域のラムサール条約に加盟した開発途上国が行う湿地保全等の各種事業を支援するための特定費用準備資金（活動名称：長尾湿地基金、期間：5 年、積立限度額：5 千万円）を設けた。事業 1 件当りの助成期間は最長 2 年、助成額は上限 1.8 万米ドルとし、年間 3 件から 4 件（総額 1 千万円以内）を採択する。

本年度は 7 件の応募があり、当財団と同条約事務局が検討した結果、4 件（バヌアツ、マーシャル諸島、マレーシア、インドネシア）の事業の支援を決定した。

昨年 7 月、同条約事務局のオセアニア地域担当官、また 11 月、アジア・オセアニア地域担当官が当財団を訪問し、各事業の進捗状況、改善点、広報について意見交換を行い、同条約事務局は、当財団との意見交換を反映した平成 30 年度の長尾湿地基金の募集案内、広報用ホームページ案を提出した。

3 人材養成事業

(1) 奨学金支給実績

当財団は、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア、バングラデシュの 5 カ国において、自然環境保全を学ぶ大学生や大学院生を対象に奨学金を支給した。本年度支援した奨学生の総数は 455 名、うち新規受給者 193 名（学部生 145 名、大学院生 48 名）、継続受給者 262 名（学部生 211 名、大学院生 51 名）であった（表 4）。

各国の奨学生数を表 4 に、奨学金支給に関わる手続き、各国の事業内容を以下に記した。

平成元年の設立以降平成 30 年 4 月末までに奨学金を支給した奨学生数は、9 カ国延べ 5,898 名である。

表 4 各国の奨学金支給月額及び受給した学生数

国名	1人あたりの支給月額 (円)	新規受給者 (名)		継続受給者 (名)		合計 (名)
		学部 生	大学院生	学部 生	大学院生	
ベトナム	大学院生 7,000		34		39	73
ミャンマー	学部 1～5 年生 3,000	20		34		74
	大学院生 7,000		10		10	
ラオス	学部 2～4 年生 3,000	25		65		96
	大学院生 7,000		4		2	
カンボジア	学部 2～4 年生 3,000	50		63		113
バングラデシュ	学部 2～4 年生 3,000	50		49		99
合計(名)		145	48	211	51	455

1) 奨学生の募集及び選考の手続き

当財団は、平成 28 年度第 2 回通常理事会で承認された平成 29 年度事業計画書及び同収支予算書に従い、本事業の対象 5 カ国の現地協力機関に対して、奨学金支給予定者数（新規及び継続）を連絡した。各国の現地協力機関が、新規奨学生について、事業対象とする大学への広報、候補者の募集、選考会の開催や書類審査、面接等を行った。また、現地協力機関が、奨学金を継続して受給する奨学生について、学期または年度毎に学業成績の確認や面接を行い、判定結果を当財団に報告した。

2) 各国の事業内容

・ベトナム（平成 5 年度開始）

ベトナム国立大学自然資源・環境中央研究所（Central Institute for Natural Resources and Environmental Studies: CRES）を現地協力機関とし、現地の大学院で学ぶ修士課程の大学院生に奨学金を支給する。

本年度は、新規採用の 34 名を含む合計 73 名に奨学金を支給した（表 4）。平成 29 年度中に奨学金支給が終了した大学院生 30 名全てが修士課程を修了した。その後の進路の内訳（29 名）は、大学や高校等教育機関の教員 12 名、研究機関等の研究員 13 名、保全団体の職員 2 名、一般企業 2 名であった。

・ミャンマー（平成 10 年度開始）

森林資源環境開発保全協会（Forest Resource Environment Development & Conservation Association: FRED A）を現地協力機関とし、現地の対象大学 University of Forestry（5 年制）の学部生、同国内の大学院生に奨学金を支給する。

本年度は、新規採用の学部 1 年生 20 名、大学院生 10 名を含む合計 74 名（学部生 54 名、大学院生 20 名）に奨学金を支給した（表 4）。平成 28 年度までに奨学金支給が終了した大学院生について、政府機関や大学等への就職が報告されている。

・ラオス（平成 16 年度開始）

ラオス国立大学（National University of Laos: NUOL）を現地協力機関とし、同大学で学ぶ学部 2 年生から 4 年生、大学院生に奨学金を支給する。

本年度は、新規採用の学部 2 年生 25 名、大学院生 4 名を含む合計 96 名に奨学金を支給した（表 4）。平成 29 年度中に奨学金支給が終了した学部 4 年生 25 名全てが卒業し、うち 13 名の就職・就学等が報告されている。内訳は、行政機関職員 1 名、教育機関教員 3 名、民間企業 1 名、自営業 2 名、同大学内でのボランティア 5 名、海外留学 1 名であった。

・カンボジア（平成 23 年度開始）

カンボジアの王立農科大学（Royal University of Agriculture, Cambodia: RUA）を現地協力機関とし、現地の対象 3 大学で学ぶ学部 2 年生から 4 年生に奨学金を支給する。

本年度は新規採用の 2 年生 50 名を含む合計 113 名に奨学金を支給した（表 4）。平成 29 年度中に奨学金支給が終了した学部生 10 名全員が卒業し、うち 2 名が大学職員やプロジェクト要員として就職したと報告されている。

・バングラデシュ（平成 28 年度開始）

現地の対象 5 大学の代表で構成されるバングラデシュ NEF 委員会を現地協力機関とし、各大学で学ぶ学部 2 年生から 4 年生に奨学金を支給する。

本年度は新規採用の 2 年生 50 名を含む合計 99 名に奨学金を支給した（表 4）。

バングラデシュ NEF 委員会の Miah 委員長（Bangabandhu Sheikh Mujibur Rahman Agricultural University, 副学長）が 9 月初旬当財団を訪問し、理事長他と事業に関する意見交換を行った。

（2）奨学生等の研修・活動支援

昨年度に引き続き、ラオス国立大学の当財団奨学生を対象とした研修交流事業を支援した。同事業は、同大学環境科学部の教員等が企画し、昨年 5 月 20 日から 21 日に 1 泊 2 日の日程で実施された。参加者は、奨学生 55 名、大学関係者 17 名の合計 72 名であった。奨学生は各自が現地調査の発表を行った後、有機農場・地元市場・国立植物園を見学した。同事業終了後、各奨学生は事業の感想や評価を環境科学部に提出した。環境科学部の教員はこれらを取りまとめ、当財団に事業の報告書を提出した。

4 普及・広報活動

当財団は、事業の目的や内容を国内外の関係者・機関に広く周知するために、ホームページ (<http://www.nagaofoundation.or.jp>) の情報を適宜更新するなどの広報活動を行った。

5 国際機関との協力・支援及び情報収集

当財団は、今後の事業を効果的に展開するため、事業内容及び活動実績を国際機関の関係者に説明し、アジア・太平洋地域の開発途上国における自然環境保全等に関するニーズを収集し、連携、協力に向けた意見交換を行った。

当財団研究員は、財団法人国立公園協会の寄附金を用いて、昨年 11 月初旬、環境省等が主催した第 8 回アジア湿地シンポジウム（佐賀県佐賀市）に参加し、財団の事業を紹介した。同シンポジウムには、フィリピンの人材養成事業（パラワン州プエルト・プリンセサ市）で支援した奨学生（トゥバタハ岩礁国立公園の研究員）が参加しており、当財団の支援に謝意を述べた。

III 法人の概況

1 役員等に関する事項

(平成30年4月30日現在)

役職	氏名	常勤・非常勤の別	備考
理事長	大塚 柳太郎	常勤	東京大学名誉教授
評議員	石田 貴文	非常勤	東京大学教授
同	鹿野 久男	非常勤	元財団法人国立公園協会理事長
同	篠原 徹	非常勤	滋賀県立琵琶湖博物館館長
同	高橋 進	非常勤	共栄大学特任教授
同	永田 信	非常勤	東京大学名誉教授
同	福山 研二	非常勤	森林総合研究所フェロー
同	松島 昇	非常勤	NPO 法人フィールドリサーチ理事長
常務理事	菰田 誠	常勤	
理事	河野 博	非常勤	東京海洋大学教授
同	幸丸 政明	非常勤	東京環境工科専門学校参与
同	桜井 尚武	非常勤	元日本大学教授
同	関(丹野)礼子	非常勤	立教大学教授
同	長尾 榮次郎	非常勤	丸三証券株式会社代表取締役会長
監事	安藤 達彦	非常勤	元東京農業大学教授
同	川井 佳和	非常勤	ひばり会計事務所代表社員

役職	氏名	常勤・非常勤の別	備考
顧問	山瀬 一裕	非常勤	一般財団法人自然環境研究センター専務理事

2 職員に関する事項

財団の職員構成は、研究員3名である。

IV 役員会等に関する事項

1 理事会

(1) 平成 29 年度 第 1 回通常理事会 平成 29 年 6 月 15 日開催

- 第 1 号議案 平成 28 年度事業報告書案の件
(自 平成 28 年 5 月 1 日 至 平成 29 年 4 月 30 日)
- 第 2 号議案 平成 28 年度財務諸表案の件
(自 平成 28 年 5 月 1 日 至 平成 29 年 4 月 30 日)
- 第 3 号議案 運用基盤強化資金への組み入れの件
- 第 4 号議案 丸三証券株式会社第 97 期定期株主総会（その継続会又は延会を含む）に関する議決権行使の件
- 第 5 号議案 評議員会の日時、場所及び議事に付すべき事項の件
- 報告事項 理事長及び常務理事の職務の執行状況
監事の監査報告
その他

(2) 主たる事務所の住所及び移転時期に関する提案書 平成 29 年 9 月 14 日提案

(3) 平成 29 年度 第 2 回通常理事会 平成 30 年 4 月 3 日開催

- 第 1 号議案 平成 29 年度補正収支予算書案の件
(自 平成 29 年 5 月 1 日 至 平成 30 年 4 月 30 日)
- 第 2 号議案 特定費用準備資金（自然環境保全事業）の保有の件
- 第 3 号議案 平成 29 年度補正予算に係る特定費用準備資金（自然環境保全事業）の取崩額案の件
- 第 4 号議案 平成 29 年度補正予算に係る特定費用準備資金（総合研究・活動事業）の取崩計画額変更案の件
- 第 5 号議案 平成 29 年度補正予算に係る特定費用準備資金（研究者育成支援；CGFプログラム）の取崩計画額変更案の件
- 第 6 号議案 平成 30 年度事業計画書案の件
(自 平成 30 年 5 月 1 日 至 平成 31 年 4 月 30 日)
- 第 7 号議案 平成 30 年度収支予算書案の件
(自 平成 30 年 5 月 1 日 至 平成 31 年 4 月 30 日)
- 第 8 号議案 平成 30 年度収支予算に係る特定費用準備資金（長尾湿地基金）の取崩計画案の件
- 第 9 号議案 平成 30 年度収支予算に係る特定費用準備資金（総合研究・活動事業）の取崩計画案の件
- 第 10 号議案 平成 30 年度収支予算に係る特定費用準備資金（研究者育成支援；CGFプログラム）の取崩計画案の件
- 第 11 号議案 平成 30 年度収支予算に係る特定費用準備資金（自然環境保全事業）の取崩

計画案の件
第 12 号議案 顧問の選任の件
報告事項 理事長及び常務理事の職務執行状況
その他

2 評議員会

(1) 平成 29 年度 定時評議員会 平成 29 年 7 月 3 日開催

第 1 号議案 平成 28 年度財務諸表案の承認の件
(自 平成 28 年 5 月 1 日 至 平成 29 年 4 月 30 日)
第 2 号議案 その他
報告事項 平成 28 年度事業内容
(自 平成 28 年 5 月 1 日 至 平成 29 年 4 月 30 日)
平成 29 年度第 1 回通常理事会の決議内容
その他

3 常勤理事等の役員会

当財団は、総務事項、各事業の進捗状況を確認し、課題などに対処するため、月 2 回程度、常勤理事等の役員会を以下のとおり開催した。

(1) 平成 29 年 5 月 11 日	(9) 平成 29 年 9 月 7 日	(1 7) 平成 29 年 12 月 25 日
(2) 平成 29 年 5 月 25 日	(1 0) 平成 29 年 9 月 21 日	(1 8) 平成 30 年 1 月 15 日
(3) 平成 29 年 6 月 8 日	(1 1) 平成 29 年 10 月 5 日	(1 9) 平成 30 年 1 月 29 日
(4) 平成 29 年 6 月 22 日	(1 2) 平成 29 年 10 月 19 日	(2 0) 平成 30 年 2 月 13 日
(5) 平成 29 年 7 月 6 日	(1 3) 平成 29 年 10 月 27 日	(2 1) 平成 30 年 2 月 26 日
(6) 平成 29 年 7 月 25 日	(1 4) 平成 29 年 11 月 13 日	(2 2) 平成 30 年 3 月 12 日
(7) 平成 29 年 8 月 10 日	(1 5) 平成 29 年 11 月 27 日	(2 3) 平成 30 年 3 月 26 日
(8) 平成 29 年 8 月 24 日	(1 6) 平成 29 年 12 月 11 日	(2 4) 平成 30 年 4 月 9 日
		(2 5) 平成 30 年 4 月 23 日

V 公益認定等委員会に関する事項

公益法人は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するために活動することが求められ、その事業運営において透明性が確保されていなければならない。このような観点から、公益法人は、事業計画、事業報告等に関する書類の作成・提出・開示が求められている。

1 定期提出書類等の作成等

当財団は、事業報告等に係る提出書類を作成し、以下のとおり、公益認定等委員会に提出した。

平成 29 年度第 1 回通常理事会及び同定時評議員会の審議を経て、平成 28 年度事業報告等に係る提出書類を作成し、当該事業年度経過後 3 箇月以内となる平成 29 年 7 月 26 日に電子申請を用いて提出した。

また、平成 29 年度第 2 回通常理事会の審議を経て、平成 30 年度事業計画等に係る提出書類を作成し、毎事業年度開始の日の前日までの平成 30 年 4 月 17 日に電子申請を用いて提出した。

2 変更届出

当財団は、以下のとおり、公益認定等委員会に変更届出を行った。

当財団理事会は、主たる事務所の住所変更について、みなし決議による決議を平成 29 年 9 月 20 日に行った。これに基づき、当財団は 10 月 1 日に主たる事務所を移転し、東京法務局で登記を行った後、10 月 10 日に電子申請を用いて、主たる事務所の住所の変更届出を行った。

VI 関係官庁に関する事項

当財団は、基本財産として上場している法人の株券を保有しており、その配当金が公益目的事業の財源である。

金融証券取引法により、株券等保有割合が 5%を超える場合に大量保有報告書の提出が必要とされる。また、大量保有報告書に記載すべき重要な事項に変更があった場合、変更報告書を内閣総理大臣に提出することが同法に規定されている。

上記の金融証券取引法に従い、本年度、当財団は関東財務局に開示用電子情報処理組織 (EDINET) を用いて重要な事項 (法人の名称・住所) の変更報告書を提出した。